

▶市町村・岡山県の担当窓口

自治体	避難行動要支援者名簿に関すること	個別避難計画に関すること	防災全般に関すること	(※1)名簿情報の同意確認の時期
岡山市	危機管理室 TEL:086-803-1082			12月~1月
倉敷市	保健福祉推進課 TEL:086-426-3303	地域防災推進課 TEL:086-426-3131		12月~2月
津山市	生活福祉課 TEL:0868-32-2063		危機管理室 TEL:0868-32-2042	随時
玉野市	福祉政策課 TEL:0863-32-5564		危機管理課 TEL:0863-32-5560	2月頃
笠岡市	福祉総務課 TEL:0865-69-1033		危機管理課 TEL:0865-69-2222	随時
井原市	福祉課 TEL:0866-62-9516		危機管理課 TEL:0866-62-9550	随時
総社市	危機管理課 TEL:0866-92-8599			12月~2月頃
高梁市	危機管理課 TEL:0866-21-0246			12月~1月
新見市	福祉課 TEL:0867-72-6126		総務課危機管理室 TEL:0867-72-6205	随時
備前市	社会福祉課 TEL:0869-64-1827	危機管理課 TEL:0869-64-1809		3月頃
瀬戸内市	危機管理課 TEL:0869-22-3904			12月頃
赤磐市	くらし安全課 TEL:086-955-2650			11月頃
真庭市	福祉課 TEL:0867-42-1581	危機管理課・福祉課 TEL:0867-42-1126/1581	危機管理課 TEL:0867-42-1126	随時
美作市	危機管理室 TEL:0868-72-6344			11月~1月
浅口市	社会福祉課 TEL:0865-44-7007		くらし安全課 TEL:0865-44-9006	10月~12月
和気町	健康福祉課 TEL:0869-93-3681		危機管理室 TEL:0869-93-1123	6月頃
早島町	健康福祉課 TEL:086-482-2483	健康福祉課・総務課 TEL:086-482-2483/0611	総務課 TEL:086-482-0611	※2
里庄町	健康福祉課 TEL:0865-64-7211	総務課 TEL:0865-64-3111	総務課 TEL:0865-64-3111	随時
矢掛町	福祉介護課 TEL:0866-82-1026	総務防災課・福祉介護課 TEL:0866-82-1010/1026	総務防災課 TEL:0866-82-1010	随時
新庄村	住民福祉課 TEL:0867-56-2646		総務企画課 TEL:0867-56-2626	随時
鏡野町	総合福祉課 TEL:0868-54-2986		くらし安全課 TEL:0868-54-2780	随時
勝央町	健康福祉部 TEL:0868-38-7102	健康福祉部・総務部 TEL:0868-38-7102/3111	総務部 TEL:0868-38-3111	11月~12月
奈義町	こども・長寿課 TEL:0868-36-6700		総務課 TEL:0868-36-4111	随時
西粟倉村	保健福祉課 TEL:0868-79-2233		総務企画課 TEL:0868-79-2111	随時
久米南町	保健福祉課 TEL:086-728-4411		総務企画課 TEL:086-728-2111	11月頃
美咲町	福祉しあわせ課 TEL:0868-66-1129	くらし安全課 TEL:0868-66-1112		随時
吉備中央町	福祉課 TEL:0866-54-1317		総務課 TEL:0866-54-1313	6~7月
岡山県	危機管理課 TEL:086-226-7562			—

※1「名簿情報の同意確認の時期」は、避難行動要支援者の名簿情報を消防機関や自主防災組織などの地域の関係者に情報提供することについて、市町村が避難行動要支援者本人から同意をいただくため、同意書を郵送したり、直接訪問して確認する時期のことです。

※2 平時から名簿情報を関係者に提供する条例を定めているため、同意確認は行っていません。なお、避難支援等を希望しない場合の申出(名簿からの除外)は随時受け付けています。

岡山県からのお知らせです



どう逃げる？

～避難について考えよう～

多発する自然災害、あなたや周りの人たちは、どうやって逃げますか？

災害時、ひとりでの避難が難しい方
(避難行動要支援者)の
避難先や避難方法を決めておく取組
(個別避難計画の作成)を進めています！

▶「ひとりでの避難が難しい方」って？

たとえば以下のような方です。

- 要介護認定3~5を受けている方
- 障害のある方(身体、知的、精神)
- 難病患者、医療的ケア児・者
- 上記以外で、避難に支援が必要な方

※施設に入所されている方や長期入院されている方は対象から外れます。
※対象者の要件は市町村ごとに異なりますので、詳しくは各市町村の担当窓口にお問い合わせください。



▶「ひとりでの避難が難しい方」へ

次の①②についてご協力をお願いします

①情報の共有

- ▼市町村では、「ひとりでの避難が難しい方（避難行動要支援者）」の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。
- ▼この名簿の情報を、**普段から地域の関係者（避難支援等関係者）と共有**することで、災害時に**支援を受けられる可能性が高まります**。

- 〈名簿の情報〉
- 氏名 ●性別 ●住所 ●生年月日
 - 連絡先 ●避難支援が必要な理由

提供
共有



地域の関係者
警察、消防、民生委員、
社会福祉協議会、
自主防災組織 など

**ご本人の同意がないと提供できません。
ぜひ提供の同意をご検討ください！**

※避難支援等関係者には「秘密保持義務」があるため、個人情報を守られます

②避難先や避難方法を決めておく （個別避難計画の作成）

- ▼ひとりでの避難が難しい方は、避難に支援が必要です。
誰と、どこに、どのように避難するかを事前に決めておくことで、避難の実効性が高まります！

誰と？

- 家族 ●近所の方
- 自主防災組織 など

主な 内容

どうやって？

- 移動手段
(徒歩、自家用車など)
- 避難経路
(どこを歩いて行くか)

どこに？

- 指定緊急避難場所
- 親戚、知人の家 など

何を持って？

- 薬、貴重品 など



※個別避難計画の様式や記載項目は市町村ごとに異なります。
詳しくは各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

ただし、左の①②の取組は、
避難の支援を保証するものではありません。

ご自身やご家族で、災害に備えておくことが大切です。

まずは、お住まいの地域のハザードマップを確認しましょう！

「岡山県防災マップ」はこちらから
各市町村のハザードマップ一覧もあります。



Q.個別避難計画はどうやって作るのか。

A.個別避難計画は、避難行動要支援者ご本人が、

- ご家族と一緒に作成 ●自主防災組織など、地域の方と一緒に作成
- 福祉関係者の支援を受けて作成 ●市町村職員の支援を受けて作成
など、様々なやり方があります。

詳しくは各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

▶地域の方へ

ご近所に、支援が必要な方が
いらっしゃれば、できる範囲で
避難の支援をお願いします！
避難の声かけや安否確認も
「支援」になります！



**Q.近所に支援が必要な人がいたら、必ず支援
しないといけないのか。**

A.災害発生時は、**ご自身やご家族の安全確保が最優先**です。

その上で、**可能な範囲で、避難の支援**をお願いします。

救助が必要な場合は、消防などに救助要請を行ってください。